

## 市民後見人の選任について

本市では、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方たち（以下「認知症高齢者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するために、平成25年度から出雲市社会福祉協議会への委託により市民後見推進事業を実施しています。本事業では、市民の立場で身近なところから支援を行う市民後見人の養成とその活動支援体制の整備などについて、松江家庭裁判所出雲支部、出雲成年後見センター等の関係機関と連携を図りながら市民後見人誕生に向けた取組みを推進してきました。

こうしたなか、平成30年2月に本事業で実施した市民後見人養成研修の修了者のうち2名の方が、市内に在住する80歳代男性と50歳代女性の成年後見人として松江家庭裁判所出雲支部からそれぞれ選任され、本市で初めての市民後見人が誕生しました。

### 1. 市民後見人とは

明確な定義はありませんが、一般的には被後見人の親族以外の一般市民による後見人のことを言います。

民法に規定する成年後見制度では、親族以外の第三者を後見人とする場合、家庭裁判所により弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることがほとんどですが、高齢化の進展や認知症高齢者等の増加に伴い、後見人の担い手が不足しています。

こうしたなか、市民後見人は成年後見制度の新たな担い手として注目されており、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律においても、その育成と活用が期待されています。

### 2. 今回の選任について

本市では、専門職としての資格を有していない一般市民を対象に、後見業務に必要な知識や技術を身につけてもらうため市民後見人養成研修を実施しています。これまでに35名が研修を修了し、うち25名を市民後見人候補者名簿（以下「市民後見人バンク」という。）に登録中です。

今回選任された方は、出雲市在住で市民後見人バンクに登録後、出雲市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業や法人後見の支援員として権利擁護活動に従事してきた方です。

#### 市民後見人受任ケースの概要

項目	ケース1	ケース2
後見人	布野昌宏氏 (男性・70歳代)	矢田有紀氏 (女性・30歳代)
被後見人	男性・80歳代	女性・50歳代
審判日	平成30年2月20日	平成30年2月23日

※市民後見人からは、氏名等について公表許可をいただいています。